

軽微変更該当証明申請に必要な添付図書（正副 2 部）

◆ 軽微変更該当証明申請について

認定建築物が建築物省エネ法第 11 条第 1 項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない建築物に該当し、適合性判定通知書の交付を受けたものとみなされた場合に、検査済証の交付を受けるにあたっては、軽微な変更について軽微変更該当証明書の交付を申請することが可能です。

添付図書（共通）

- 1 軽微変更該当証明申請書
（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第 28 条の規定による証明）
- 2 委任状
- 3 登録住宅性能評価機関等による変更内容を証明する旨が記載された書類
※認定に際し、事前に登録住宅性能評価機関等による技術的審査をうけた場合
- 4 変更に係る図書（変更前・変更後）
※変更箇所がわかるようマーキングしてください。
※認定に際し、事前に技術的審査を受けている場合は、登録住宅性能評価機関等による審査印が押されたものを添付してください。

<注意事項>

- ・提出書類につきましては、正本・副本をご用意ください。
- ・委任状には原則、押印が必要です。
- ・軽微な変更にあたるかどうかについては、事前に登録住宅性能評価機関等にご相談の上、市へご相談ください。
- ・技術的審査に影響しない変更の場合における手続き、必要書類については、直接、市へご相談ください。